

農地に関する Q & A

Q. 農地の売買・贈与・賃貸借・相続の際の手続きは？

A. 農地を贈与・売買・賃貸借する場合は農業委員会の許可が必要です。相続の場合、許可は不要ですが、取得してからおおむね10か月以内に届出が必要です。



市渡小学校の4年生が、向野の畑で落花生収穫体験を行いました。(主催 北斗市4Hクラブ)

Q. 農地の転用って？

A. 農地に住宅を建設したり、資材置き場等に変えることを「農地転用」といいます。農地転用を行うには、農業委員会の許可や届出が必要で、自分の土地でも勝手に農地以外にすることはできません。



Q. なぜ農地転用には許可や届出が必要？

A. 農地の少ない日本では、優良な農地を確保することが必要なため、むやみに農地以外できないように「農地法」で制限しています。(許可や届出がない場合、工事の中止や厳しい罰則があります。)

Q. 現地には建物が建っているのに、登記地目が「農地」になっています。この場合はどうすれば？

A. 現地がすでに「農地以外」の評価となっている場合、農業委員会に申請をすれば、現地を確認し「非農地」であることの証明書を発行します。法務局で登記地目を変更する際、この証明書を添付することで地目変更ができます。

Q. 農地の管理ができません。誰か農地を借りてくれる人や買ってくれる人がいないでしょうか？

A. 農業委員会には、「あっせん申し出」という制度があり、申し出があれば、担当委員が農地を買ってくれる・借りてくれる農業者を探します。ただし、必ず相手が見つかるとは限りませんので、見つかるまでは自身で草刈り等の適正な管理を行ってください。(農業委員会では草刈り等のご相談も受けています。)



北斗市農業委員会だより

編集発行
北 斗 市
農 業 委 員 会
☎ (77)
8 8 1 1

編集委員

吉田 勝幸
時田 孝喜
鹿角 昭夫
山田 長政
高橋 俊博
椋澤 健一
加藤美智子

営農や暮らしの情報がいっぱい！



毎週金曜日発行
月700円(送料・税込)
年8,400円
電子版もあります

◆購読の申込みは市農業委員会へ
お気軽にご連絡ください。
◆発行所：全国農業会議所



第6期 北斗市農業委員会委員 及び 第2期 農地利用最適化推進委員名簿

【農業委員】任 期 平成31年4月1日～令和4年3月31日	
氏 名	主な担当地区
山田 長 政	追分、七重浜、久根別、東浜
落合 修	中央地区、茂辺地・当別方面
栴 澤 健 一	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好
時 田 孝 喜	清川、野崎、中野、文月、村内、向野
山 本 正 人	清川、野崎、中野
吉 田 勝 幸	市渡(長橋除く)、中山、村山
佐々木 秀樹	稲里、市渡(長橋含む)
笠 原 勝 幸	白川、本郷
和 田 勝 雄	細入、本町
佐々木 敬子	細入、本町
加 藤 隆	開発、清水川
岡 村 栄 士	開発、清水川
澤 田 亨	東前、千代田、南大野
中 川 哲	萩野、一本木

【推進委員】任 期 平成31年4月1日～令和4年3月31日	
氏 名	主な担当地区
山 本 浩 幸	追分、七重浜、久根別、東浜
高 橋 俊 博	清川、野崎、中野、中央地区、茂辺地・当別方面
大 山 正 志	大工川、押上、添山、桜岱、水無、三好
坂 本 常 光	稲里、市渡、白川、本郷
鹿 角 昭 夫	文月、村内、向野、細入、本町
鈴 木 敏 勝	稲里、市渡、中山、村山
佐 藤 新 一	開発、清水川
加 藤 美 智 子	開発、清水川、東前、千代田、南大野
島 津 清 美	東前、千代田、南大野
齊 藤 介 男	萩野、一本木

農業や農地に関するご相談等、
お気軽にご連絡ください！



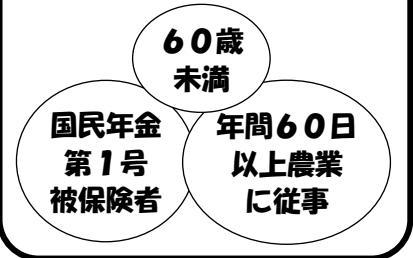
あなたの老後の蓄えのために 農業者年金 に加入しませんか？



老後に
大きな
安心を！

節税効果が
大きい！

加入要件はこれだけ！



特徴1

少子高齢化に強い！
安定した年金額

- ・支払った保険料とその運用益をもとに年金額が決まる「積立方式」を採用しています。
- ・もちろん元本は保証されます。

特徴2

終身年金＋死亡一時金の保証！

- ・年金は生涯支給されます。
- ・80歳までに亡くなった場合は、80歳までに受け取るはずだった年金相当額が遺族に支給されます。

特徴3

保険料の額が自由に設定できる！

- ・月額20,000円～67,000円の間で自由に設定できます。
- ・いつでも保険料の変更が可能です。

特徴4

公的年金ならではの！
税制面の優遇措置

- ・納めた保険料は、全額が所得税・住民税の社会保険料控除対象となります。

特徴5

担い手には手厚い国庫補助も！

- ・認定農業者等の担い手は、最大5割の保険料国庫補助を受けられます。
 - ・保険料は自己負担分と国庫補助分を合わせて月額20,000円と固定です。
- ※補助を受けるには、①保険料納付期間が20年以上、②農業所得が90万円以下の両方を満たす必要があります。



区分	必要な条件	35歳未満		35歳以上	
		自己負担額	国庫補助額	自己負担額	国庫補助額
1	認定農業者で青色申告者	10,000円	10,000円	14,000円	6,000円
2	認定就農者で青色申告者	10,000円	10,000円	14,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	10,000円	14,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすこと	14,000円	6,000円	16,000円	4,000円
5	35歳までに区分1の者となることを約束した後継者	14,000円	6,000円		

加入の相談等、お問い合わせは市農業委員会まで